

## 令和 3 年度実施事業について【新規】

## 1 迷惑電話等防止機器設置助成

## (1) 目的

近年深刻化している、高齢者を狙った「電話 d e 詐欺」やしつこい電話勧誘などによる被害やトラブルを防止するため、65 歳以上の高齢者世帯に対し、迷惑電話防止機能付き電話機等の購入・設置費用の一部を助成する。

## (2) 対象者

ア 市内に住所（住民登録）を有する 65 歳以上の方で以下のいずれかに該当する方

(ア) 65 歳以上の方のみの世帯

(イ) 家族と同居しているが、日中は 65 歳以上の方のみとなることが常態である世帯

イ 世帯に属するすべての方が市税を滞納していないこと

ウ 暴力団員又は暴力団員もしくは暴力団員関係者でないこと

## (3) 補助額

対象機器の購入費・設置費用の 3 / 4 以内（消費税を含む）

※10,000 円を限度（100 円未満は切捨て）

※1 世帯 1 回 1 台限り

## (4) 補助対象となる機器

ア 通話録音装置

既存の固定電話に取り付けて、電話内容を録音するとともに、通話内容を録音することを相手に自動的に伝える機能があるもの

メッセージ例

「この電話は振り込め詐欺などの防止のため、会話内容が自動録音されます。」

イ 着信拒否装置

既存の固定電話に取り付けて、電話番号を自動で判別し、点灯により通知する機能があるもの

※発信番号表示サービスへの加入が必要

ウ ア又はイの機能がついている固定電話機

(5) 補助台数 先着 500 台程度

(6) 予算額 500 万円

## (7) 申請方法

令和 3 年 7 月 1 日（木）～ 10 月 29 日（金）に消費生活センターへ事前電話予約し、対象電話機等を購入・設置後、申請書を消費生活センターへ提出